

別表第7-1：中古住宅の一戸建て等の手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		①主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造（省令準耐火構造を含む）とした住宅、②すでに交付されたフラット35適合証明書若しくは旧公庫融資 現場審査に関する通知書等により耐久性基準を満たすことを確認できる住宅、又は③建設住宅性能評価書で劣化対策等級2以上であることが確認できる住宅				左記以外			
		S56.6.1以降の確認 (S58.6.1以降の竣工)		左記以外		S56.6.1以降の確認 (S58.6.1以降の竣工)		左記以外	
		すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外
フラット35、リ・ユース住宅、リ・ユースプラス住宅		38,000		62,000		56,000		80,000	
フラット35（借換融資）		—		62,000		—		62,000	
フラット35S (中古タイプ)	手すり設置又は段差解消	46,000	56,000※	—	80,000※	64,000	74,000※	—	98,000※
	開口部断熱	—	56,000※	—	80,000※	—	74,000※	—	98,000※
	外壁等断熱	46,000*1)	70,000	70,000*1)	94,000	64,000*1)	88,000	88,000*1)	112,000
フラット35S (優良な住宅基準、特に優良な住宅基準)	省エネ	46,000*2)	70,000	—	94,000	64,000*2)	88,000	—	112,000
	耐久・可変	46,000*3)	70,000	—	94,000	64,000*3)	88,000	—	112,000
	バリアフリー、耐震性	46,000	70,000	—	94,000	64,000	88,000	—	112,000

※現地調査により基準に適合することが確認できる場合の額とし、できない場合は別途見積とする。

*1) 旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを場合を確認できる場合を含む。

*2) 「住宅事業建築主基準に係る適合証」、「低炭素建築物新築等計画認定通知書」、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」、「エコポイント対象住宅証明書」、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」又は「建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

*3) 「長期優良住宅認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第7-2：リフォーム一体型の一戸建て等の手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		①主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造（省令準耐火構造を含む）とした住宅、②すでに交付されたフラット35適合証明書若しくは旧公庫融資 現場審査に関する通知書等により耐久性基準を満たすことを確認できる住宅、又は③建設住宅性能評価書で劣化対策等級2以上であることが確認できる住宅			左記以外	
		右記以外	増築があるリフォーム工事を行う場合	右記以外	増築があるリフォーム工事を行う場合	
フラット35		45,600	69,600	67,200	91,200	
新築時書面上フラット35 S基準を満たし、リフォーム後も不変		55,200	79,200	76,800	100,800	
リフォーム後フラット35 S（中古タイプ）※		67,200	91,200	88,800	112,800	
リフォーム後フラット35 S（優良な住宅基準、特に優良な住宅基準）	省エネ*1)	55,200	79,200	76,800	100,800	
	耐久性・可変性*2)	55,200	79,200	76,800	100,800	
	上記以外の省エネ、耐久性・可変性、バリアフリー、耐震	84,000	108,000	105,600	129,600	
加算額	リフォーム工事に建築確認が必要な場合で、当機関以外で建築確認又は完了検査を行う場合	—	5,000	—	5,000	

※) 開口部断熱、段差解消又は手すり設置。

*1)「低炭素建築物新築等計画認定通知書」、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」又は「建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

*2)「長期優良住宅認定通知書（増築・改築）」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第7-3：フラット35リノベの一戸建て等の手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		個人リフォーム又は買取再販 パターン①				買取再販 パターン②	
		左記以外		左記以外			
		事前確認	リフォーム工事計画の確認+適合証明検査	事前確認	リフォーム工事計画の確認+適合証明検査	リフォーム工事計画の確認+適合証明検査(リフォーム工事後)	リフォーム工事計画の確認+適合証明検査(リフォーム工事後)
リフォーム後フラット35S (優良な住宅基準,特に優良な住宅基準)	省エネ*1)	45,600	79,200	67,200	79,200	94,800	116,400
	耐久性・可変性*2)		79,200		79,200	94,800	116,400
	上記以外の省エネ、耐久性・可変性、バリアフリー、耐震		108,000		108,000	123,600	145,200
加算額	フラット35Sに適合していないことを設計図書で確認する場合	20,000	—	20,000	—	20,000	20,000
	旧耐震物件であり、耐震評価を行う場合	28,800	—	28,800	—	28,800	28,800
	リフォーム工事に建築確認が必要な場合で、当機関以外で建築確認又は完了検査を行う場合	—	5,000	—	5,000	5,000	5,000

*1)「低炭素建築物新築等計画認定通知書」又は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

*2)「長期優良住宅認定通知書（増築・改築）」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

別表第8-1：中古住宅のマンションの手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

		新築時に検査済証のある物件			
		①S56.6.1以降の確認（S58.6.1以降の竣工） 又は②S56.5.31以前の確認（S58.5.31以前の竣工）で、耐震診断により必要な耐震性を有していることを確認しているもの若しくは中古住宅ローン減税に係る「耐震基準適合証明書」のあるもの		左記以外	
		すでに交付されたフラット35適合証明書又は建設住宅性能評価書により優良住宅基準を満たすことを確認できる住宅	左記以外	すでに交付された旧公庫融資現場審査合格書等により基準を満たすことを場合を確認できる住宅	左記以外
フラット35、リ・ユースマンション、 リ・ユースプラスマンション		38,000		64,000	
フラット35S (中古タイプ)	手すり設置又は段差 解消	46,000	56,000※	—	82,000※
	開口部断熱	46,000	56,000※	—	82,000※
	外壁等断熱	46,000*1)	70,000	72,000*1)	96,000
フラット35S (優良な住宅基準、特に優良な住宅基準)	省エネ	46,000*2)	70,000	—	96,000
	耐久・可変	46,000*3)	70,000	—	96,000
	バリアフリー、耐震性	46,000	70,000	—	96,000

※現地調査により基準に適合することが確認できる場合の額とし、できない場合は別途見積とする。

*1) 旧公庫融資 現場審査合格書等により基準を満たすことを場合を確認できる場合を含む。

*2) 「低炭素建築物新築等計画認定通知書」、「省エネ住宅ポイント対象住宅証明書」又は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

*3) 「長期優良住宅認定通知書」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合を含む。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に1戸当たり14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

上表に記載のないものについては、別途見積とする。

別表第8-2：リフォーム一体型のマンションの手数料額（1戸当たり）

		新築時に検査済証のある物件	(単位：円)
フラット35		45,600	
新築時書面上フラット35 S 基準を満たし、 リフォーム後も不変		55,200	
リフォーム後フラット35 S（中古タイプ）※		67,200	
リフォーム後フラット 35 S (優良な住宅基 準,特に優良な住 宅基準)	省エネ*1)	55,200	
	耐久性・可変性*2)	55,200	
	上記以外の 省エネ、耐久性・可変 性、 バリアフリー、耐震	84,000	

※) 開口部断熱、段差解消又は手すり設置。

*1)「低炭素建築物新築等計画認定通知書」又は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」
により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

*2)「長期優良住宅認定通知書（増築・改築）」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に1戸当たり14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

上表に記載のないものについては、別途見積とする。

別表第8-3：フラット35リノベのマンションの手数料額（1戸当たり）

〔単位：円〕

新築時に検査済証のある物件		個人リフォーム又は買取再販 パターン①		買取再販 パターン②
		事前確認	リフォーム工事計画の確認 + 適合証明検査	リフォーム工事計画の確認 + 適合証明検査(リフォーム 工事後)
リフォーム後フラット 35S (優良な住宅基 準,特に優良な住 宅基準)	省エネ*1)	45,600	79,200	94,800
	耐久性・可変性*2)		79,200	94,800
	上記以外の 省エネ、耐久性・可変 性、耐震		別途見積	別途見積
	バリアフリー		108,000	123,600
加算額	フラット35Sに適合し ていないことを設計図 書で確認する場合	20,000	—	20,000
	旧耐震物件であり、耐 震評価を行う場合	別途見積	別途見積	別途見積
	リフォーム工事に建築 確認が必要な場合で、 当機関以外で建築確 認又は完了検査を行 う場合	—	5,000	5,000

*1)「低炭素建築物新築等計画認定通知書」又は「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書」

により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

*2)「長期優良住宅認定通知書（増築・改築）」により優良住宅基準を満たすことを確認できる場合。

注) 再調査が必要な場合は上表金額に1戸当たり14,000円（プラス遠隔地加算）を加えた金額とする。

上表に記載のないものについては、別途見積とする。